国保だより

特集　国民健康保険税

平成29年度の国民健康保険税（以下「国保税」）についてお知らせいたします。国保税についてご理解とご協力をお願いします。

国保税とは？

国保税は、国保加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付が受けられるよう、加入者の皆さんから公平に負担をお願いしています。国保税は、医療分・支援金分・介護分の3つに分かれ、それぞれについて所得割額・資産割額・均等割額・世帯別平等割額を計算したものを合算し、年税額を算出します。

医療分……医療保険分である基礎課税額
＋
支援金分…後期高齢者支援金等課税額
＋
介護分……介護保険納付金課税額

国保税は年齢によって計算方法が異なります

40歳未満の方の国保税

医療分
＋
支援金分

40歳以上65歳未満の方の国保税

医療分
＋
支援金分
＋
介護分

※介護分については、40歳以上65歳未満の加入者にご負担いただきます。

65歳以上75歳未満の方の国保税

医療分
＋
支援金分

世帯主への課税

国保税は世帯ごとに課税となります。世帯主が国保加入者でない場合でも世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。なお、国保に加入していない世帯主の所得割額、資産割額、均等割額は税額に算入されません。

軽減制度について

次の場合には軽減の制度があります。

・世帯全体の所得が一定の金額以下の場合…均等割額と世帯別平等割額の一部が軽減されます。
・非自発的失業者…雇主の都合による解雇等の場合、所得割額の一部が軽減されます。

特定世帯・特定継続世帯

国民健康保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度へ移行することで、国保世帯の被保険者が1人になる場合は、国保税が負担増にならないように特例措置があります。

特定世帯：医療分、支援金分の世帯別平等割額を1／2減額（後期移行後5年間）
特定継続世帯：医療分、支援金分の世帯別平等割額を1／4減額（後期移行後6年目～8年目の3年間）

月割課税

年度の途中で国保の加入・脱退があった場合については、月割で税額を算定します。加入については、加入の届け出をした月からではなく、国保の資格を得た月の分から年度末までの税額を算定します。脱退については、国保を脱退した月の前月分までの税額を算定します。

納期・納税方法

国保税は市役所及び各出張所、各金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付いただけます。ご利用できる機関は納付書裏面に記載されていますので、ご確認の上お納めください。↖

算定の区分	算　定　方　法	税率 医療分	税率 支援金分	税率 介護分
所得割額	（平成28年中の総所得金額等－基礎控除額33万円）×税率 ※総所得金額等に退職所得は含みません。 ※総所得金額等から差し引かれる控除は基礎控除の33万円のみです。扶養控除などの諸控除はありません。	5.8%	1.5%	1.7%
資産割額	平成29年度の固定資産税額×税率 ※都市計画税は除きます。 ※共有名義の固定資産税は、持ち分を割り振って計算します。	13.0%	6.0%	5.7%
均等割額	国保加入者１人あたり	18,000円	6,000円	7,000円
世帯別平等割額	国保加入者のいる世帯１世帯当たり	19,000円	7,000円	6,000円
課税限度額		54万円	19万円	16万円

計算例

４月１日現在、Ｓさんのお宅は３人家族で全員国保加入者です。
Ｓさん　46歳　前年の総所得160万円（給与収入240万円（所得150万円）営業所得10万円）
固定資産税９万円（都市計画税を除いた分）
妻　38歳　前年の総所得30万円（給与収入95万円）
母　72歳　前年の総所得80万円（公的年金収入200万円－公的年金等控除120万円）

まず、家族それぞれの所得から、国保税の基礎控除額33万円を引きます。

Ｓさん	160万円	－	33万円	＝	127万円 … ①
奥さん	30万円	－	33万円	＝	0　円 … ②
お母さん	30万円	－	33万円	＝	47万円 … ③

医療分

所得割額	①	×	5.8%	＝	73,660円	医療分合計額 185,600円（百円未満切り捨て）
	②	×	5.8%	＝	0円	
	③	×	5.8%	＝	27,260円	
資産割額	９万円	×	13.0%	＝	11,700円	
均等割額	３人	×	18,000円	＝	54,000円	
世帯別平等割額			19,000円	＝	19,000円	

支援金分

所得割額	①	×	1.5%	＝	19,050円	支援金分合計額 56,500円（百円未満切り捨て）
	②	×	1.5%	＝	0 円	
	③	×	1.5%	＝	7,050円	
資産割額	９万円	×	6.0%	＝	5,400円	
均等割額	３人	×	6,000円	＝	18,000円	
世帯別平等割額			7,000円	＝	7,000円	

介護分　※40歳以上65歳未満の方について計算→Ｓさんのみの計算

所得割額	①	×	1.7%	＝	21,590円	介護分合計額 39,700円（百円未満切り捨て）
資産割額	９万円	×	5.7%	＝	5,130円	
均等割額	Ｓさん1人	×	7,000円	＝	7,000円	
世帯別平等割額			6,000円	＝	6,000円	

国保税額　＝　医療分　＋　支援金分　＋　介護分　＝ 281,800円

納付書はすべての納期のものが入っていますので、紛失しないようにご注意ください。また、税額が変更になった場合は、新たにお送りする納付書をお使いください。

口座振替をお申し込みの方は、次の日程で振替となりますのでご確認ください。

国民健康保険税　普通徴収の納期	
納　期	納期限（口座振替日）
第１期（６月）	平成29年６月30日
第２期（７月）	平成29年７月31日
第３期（８月）	平成29年８月31日
第４期（９月）	平成29年10月２日
第５期（10月）	平成29年10月31日
第６期（11月）	平成29年11月30日
第７期（12月）	平成29年12月25日
第８期（１月）	平成30年１月31日
第９期（２月）	平成30年２月28日
第10期（３月）	平成30年４月２日

公的年金からの年金天引きについて（特別徴収）

次の要件にすべて該当する方は、国保税の納付方法が世帯主の年金からの天引きに変わります。

・世帯主が国保加入者であること。
・世帯主の介護保険料が年金から天引きされていること。
・世帯の中での国保加入者が全員65歳以上であること。
・天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた額が天引き対象年金額の２分の１以内であること。

対象者にはあらかじめお知らせいたしますのでご確認ください。

なお、年金天引きはお申し出により、口座振替への変更が可能です。

年金天引きが確定した方で特にお申し出のない場合には年金天引きによる納付となりますのでご了承ください。

加入・脱退の手続きはお早めに

加入・脱退の手続きは14日以内にしていただくことになっています。加入手続きが遅れた場合は、前の健康保険の資格を喪失した時点にさかのぼって国保税を納めていただきますのでご注意ください。また、国保以外の健康保険に加入したときも、必ず国保を脱退する手続きをしてください。手続きの窓口は、市役所１階　高齢者・保険課医療保険・年金係です。

国保への加入の届出が遅れると…

加入資格を得た時点までさかのぼって国保税を納めます。

例：５月に会社を辞めて、10月に国保加入の届け出をしたとき

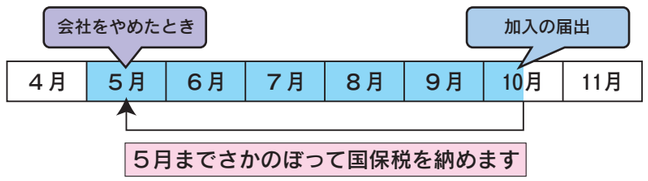

国保税算定の詳細は、茅野市ホームページ（http://www.city.chino.lg.jp）をご覧ください。また、加入されている方は納税通知書等に記載された説明もご覧ください。
問　税務課　諸税係
☎72－2101（内線179）